

答申第125号
令和3年1月7日
(諮問公第142号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の内容に係る公文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、令和2年3月6日付けで、「〇年〇月〇日午後〇時〇分頃、〇〇の〇〇方に110番通報で臨場した〇〇警察署が処理した事件の経過が確認できる書類一切（保留事件とした理由など）関連する文書一切」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、令和2年3月30日付け鹿捜一第87号で、公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和2年4月7日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

不開示とする公文書の開示を求めるといものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 開示請求人は既に個人・事件の日時などを特定して文書開示を求めている。個人の識別ができることで、個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示とするのは、その個人がどこの誰か分からない場合に、分かってしまうことで権利利益を害する事態が生じるのであり、既に個人を特定しているのであれば、個人情報という概念が当てはまらないのは自明の理である。

イ 不開示とするのは、あくまで例外規定である。開示請求人は個人を特定しているか、個人の識別ができる部分まで開示すべきとはしていない。

ウ 個人の権利利益を害するおそれがあるとするなら、どういう権利利益を害するのか明示すべきである。

エ 実施機関は、条例第10条により、公文書の存否の応答を拒否する判断は妥当とするが、不開示情報は含まれていないから、適用を誤っていることは明白である。

オ そもそも開示請求人は適正に事件処理をしたかどうかを確認するために文書開示を求めたものであり、文書の存否さえ示さないのは、事件隠蔽と同じである。事件の存在を知っている人は多数いるわけであり、その存在を隠すのならば、警察は何をやっているか分からず、不信を増幅させるだけである。個人情報是不開示としても、どのように事件処理したかの経緯は、個人情報を伏せた上で出せるはずである。

カ 今回請求している文書は、傷害事件の被害者にとり、警察が適切・適正に捜査したのかを確認するためのものである。被害者はPTSD（心的外傷後ストレス障害）に苦しんでおり、まさに健康、生活を保護するために必要な情報である。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による説明の要旨（不開示決定の理由）は、次のとおりである。

- (1) 当該公文書の存否を答えること自体が条例第7条第1号の規定により不開示とされている特定の個人を識別することができる個人に関する情報を開示することとなるので、存否を答えることはできない。
- (2) ある個人に関する情報について、審査請求人が当該個人を特定しているかどうかによって、条例第7条第1号に掲げる不開示情報に該当するか否かが変わるものではない。
- (3) 仮に審査請求人が請求する公文書が存在しているとしても、「今回の請求文書は傷害事件被害者が警察が適切・適正に捜査したのかを確認するためのものであり、被害者はPTSD（心的外傷後ストレス障害）に苦しんでおり、まさに健康、生活を保護するために必要な情報である」との旨の審査請求人の主張は、条例第7条第1号イに該当するとは判断できない。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和2年4月30日	諮問公第142号に係る諮問を受けた。
6月24日	実施機関から弁明書及び反論書の写しを受理した。
7月30日	諮問の審議を行った。（事務局による事案の説明）
11月18日	諮問の審議を行った。（実施機関から処分理由等を聴取）
12月23日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 条例第7条第1号（個人に関する情報）該当性について

（イ） 条例第7条第1号

条例第7条第1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、

生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、同号ただし書に該当する情報を除き、これを不開示としている。

また、同号ただし書においては、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定している。

(イ) 条例第7条第1号該当性について

本件開示請求は、請求自体において、個人を特定した上で同人方における警察活動に関する書類の開示を求めるものであることから、これに対する応答は、特定個人に関する警察活動の有無という個人に関する情報（以下「本件不開示情報」という。）を明らかにするものとなり、これは条例第7条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当すると認められる。

また、審査請求人は、「既に個人を特定しているのであれば、個人情報という概念が当てはまらないのは自明の理である。」と主張しているが、審査請求人独自の解釈であり、採用することはできない。

(ウ) 本号ただし書該当性について

本件不開示情報は、本号ただし書アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるとは認められない。

次に、同号ただし書イに該当するかどうかの判断に当たっては、開示することの利益と開示されないことの利益との調和を図ることが重要であり、個人情報についても、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康、生活又は財産の保護の必要性が上回る場合には開示されるものであり、この比較衡量に当たっては、個別の事案に応じた慎重な検討が必要であるとされている。

審査請求人は、「今回請求している文書は、傷害事件の被害者にとり、警察が適正・適切に捜査したのかを確認するためのものである。被害者はPTSD（心的外傷後ストレス障害）に苦しんでおり、まさに健康、生活を保護するために必要な情報である。」と主張しているが、審査請求書、反論書及び証拠物として提出されている別紙においては、「健康、生活を保護するために必要な情報」である具体的な根拠が示されておらず、仮に本件開示請求の内容に係る公文書が存在するとしても、それを公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康、生活又は財産の保護の必要性が上回る事情は認められない。

よって、同号ただし書イに該当しない。

また、同号ただし書ウに該当するとすべき事情も見当たらない。

したがって、本件不開示情報を条例第7条第1号に該当するものとした実施機関の判断は妥当である。

イ 公文書の存否を明らかにしないで不開示とすることの妥当性について

(ア) 条例第10条

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

これは、開示請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、実施機関は、公文書の存否自体を明らかにしないで、拒否することができることを定めるものである。

本条にいう「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る公文書が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された公文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。

(イ) 処分の妥当性

本件開示請求内容は、上記ア(イ)で判断したとおり、個人を特定した上でなされており、特定の個人に関する事件に係る捜査の有無を明らかにするものである。

したがって、本件開示請求の内容に係る公文書の存否を答えることは、それだけで条例第7条第1号に規定する個人に関する情報を開示することになるため、条例第10条の規定により、その存否を明らかにしないで不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって「1 審査会の結論」のとおり判断する。